

【ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について（訂正）】

○9月27日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

○これにより、対象となる国及び地域で発行されたワクチン接種証明書保持者に対する入国後または帰国後の待機期間が変わります（10月1日以降の入国及び帰国から適用）。**ただし、現時点で韓国にて発行されたワクチン接種証明書保持者には適用されませんので、御注意ください。**

○追加の情報がありましたら、改めてお知らせいたします。

【新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）】

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C128.html

【海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html